

令和7年度事業計画

基本方針

社会構造はかつてより多様化かつ複雑化し、地域においては少子高齢化の進行が一段と加速していきなかつたなか、南富良野町社会福祉協議会ではこれら社会福祉を取り巻く環境の変化を踏まえながら、地域福祉の推進に取り組んで参りました。

これからは、時代の変化に合わせた新たな戦略をもって経営を行いながら、地域共生社会の実現に向けた協働の中核を担う組織として、その役割と機能を発揮することが期待されています。また、幅広く多様なネットワークを作ることによって、福祉の推進を図ることが本来の役割であることを再認識し、新たな課題にスピード感をもって取り組んでいきます。

今後も、南富良野町社会福祉協議会においては“人と人がつながり支え合えるしくみ”を、住民の皆様と考え協働しながら地域福祉の推進役として事業を進めます。なかでも地域の見守りや声かけ活動は、住民の福祉を支える基礎となる重要な取組みであり、町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、小地域ネットワークでの活性化、サロンをはじめとした日常的な集いの中での交流・仲間づくり活動等を促進します。

また、支え合い活動の要の一つであるボランティアにおいては、その活発化を図るとともに、今後の活動促進に向け、住民へのボランティア活動参加の動機づけ、情報提供の充実を図り、潜在するボランティア活動へのきっかけづくりを行います。

法人運営としては、地域や時代のニーズに的確に対応するため、体制強化や情報発信・広報活動の強化、財政基盤の強化、行政との連携など、社協が地域福祉を推進する組織としての運営体制をより強固にしていくための取り組みを推進します。

また、全国各所で発生している大規模災害の教訓を踏まえ、感染症対策を含む非常時における福祉事業の安定・継続した実施体制（BCP）の定期的な見直しと活用のための工夫をおこなうとともに、介護保険事業や法人運営、さらには各種福祉団体等への支援など、即応性・柔軟性を発揮しながらコンプライアンスを遵守した事業運営の適正化・活性化を行います。

社会の変化に適切に対応し、地域に暮らす全ての方々の福祉ニーズに対応するために、役職員一人ひとりが高い意識を持ち、常に必要とされる社協づくりを目指してまいります。

重点目標

1 地域共生社会の実現に向けた施策の充実

地域住民の参画と共同の推進を重点的に充実し、地域で支え合える協働社会の実現をめざして、本町は「小地域ネットワーク事業・サロン活動事業」を推進し、地域住民による支援活動が行われています。今後は、生活支援体制整備事業等の一層の推進により、小地域での支え合い活動の活性化、ボランティアをはじめとする地域内での支え合いの仕組みの進化など、多様化・複合化する地域内での課題に対応できるよう、住民を主体としながら生活支援コーディネーターをはじめとした社協職員が多職種との協働を図ることで、よりよい横断的な連携体制を推進します。

2 包括的な支援体制整備

社会情勢や世帯構造の変化により、8050 問題やひきこもり、ケアラーなどの様々な複雑化・複合化した地域課題がみられるようになり、既存の福祉・介護保険サービスだけでは十分な支援ができなくなっています。

権利擁護に関しては、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、支援を必要とする人が増加傾向にある中で、判断能力が十分でないために財産管理や契約行為を行うのが難しい人が権利の侵害を受けることのないよう、生活サポートセンターを設置して活動を展開しています。社会的に弱い立場にある人の権利や財産等を守るため、取り組みの一層の周知を図り、その利用を促進していきます。また町民の生活に密接する重要な成年後見制度について、社協が法人後見として支援できるような体制整備を進めながら、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築を目指します。

生活困窮対策としては、低所得者などに対する生活福祉資金貸付事業を実施するなど、困りごとを抱えた人たちに相談体制とともに経済的にも支援できるよう、包括的なサポート体制を目指します。

相談支援体制としては、住民が困りごとを相談しやすい環境を作り、住みやすい地域に発展するような相互の支え合いの取り組みを目指して、整備を行います。子どもから高齢者まで、すべての町民が地域で安心して生活を送ることができるよう、虐待の防止や早期発見に向けた連携を充実させるとともに、生活サポートセンターや地域包括支援センター等の複合的な相談窓口の機能を生かすことで、行政や他機関と横断的連携のもとで情報共有・支援をする体制を整備していきます。

また、地域ケア会議を充実し、個別ケースの検討や課題分析を積み重ねていくことで、多職種が連携を図り支援策の整備につなげていきます。

3 社会福祉協議会財政基盤の確立

令和6年度に介護保険制度の改正、介護報酬の改定が実施され、訪問介護事業の報酬引き下げによる減収や、人口減少による通所介護事業の利用者数の低下が顕著な状況となり、特に介護保険事業においては大幅な事業損失を抱える現状にあります。

また在宅諸サービスにおいては、利用者数が減少している一方で、急激な物価上昇に伴いサービス提供に係る必要経費・人件費の増加は年々大きくなり、今後も法人運営においては社会情勢の影響のもと一層厳しい運営状況が続くものと予想されます。

雇用に関しては、全国的に人材難の状況が続くなか、地理的な条件も複合し実情として採用活動に困難を来している状況であります。職員の欠員発生に対しては、求人媒体等を有効に活動し充足に努めますが、並行して職員一人ひとりが常にコスト意識をもって業務の合理化に当たり、事業運営上の運営ロスを顧みる努力を行っていきます。いっばう各事業の運営に当たっては、介護保険関連や行政等の各種加算や補助金等を活用した事業の推進に努めます。

また、通所介護事業・訪問介護事業の実施についても、地域包括支援センター等と密接に連携することで利用者数を確保し、安定的な事業運営が図られるよう努めてまいります。

令和7年度主要事業概要

1 地域福祉、在宅福祉の総合的推進

事業	具体的事業	事業の概要
1) 地域福祉活動事業	①小地域ネットワーク活動推進事業	<p>■町内会等の小地域を基盤として、住民の参加・協力による「たすけあいチーム」を組織し、ひとり暮らしでも安心して生活できる隣近所のつながりを広げ、見守りや助け合いの活動を推進して行く。</p> <p>また、より効果的な活動を展開するため、各たすけあいチームの代表や支援者、関係機関等で構成するネットワーク推進のための検討会や研修を開催し、事業の充実を図る。</p>
	②ふれあいきいきサロン事業	<p>■地域住民が気軽に集え、交流を楽しみながら活性化を図る「サロン活動」が展開できるよう、各町内会等と連携しサロン活動の推進を図る。</p>
	③生活サポートセンターの運営 (権利擁護事業)	<p>■町民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるように、地域共生社会の実現に向けた地域連携ネットワークを構築し、本人の自立支援を目的とした権利擁護支援（意思決定支援・権利侵害の回復支援等）の推進のための活動基盤強化を図る。</p> <p>1 権利擁護事業</p> <p>①あんしんサポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業の継続 <p>②法人後見事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親族がない場合等、法人後見受任要請への対応 ・町民や町内の福祉施設並びに親族後見人からの各種相談等の支援実施 <p>③町民等が、成年後見制度を理解し安心して利用できるよう、研修会・広報（生活に身近な制度を知る趣旨の権利擁護研修開催等、啓発活動）の実施</p> <p>④法人後見の実施機関として、地域の権利擁護支援、成年後見制度の利用促進機能強化に向けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核機関並びに協議会の設置・運営のための研究（制度利用推進活動、権利擁護支援の地域連携コーディネート機能を担う中核的役割のあり方の検討等）推進、運営協議会の立上げ準備、受任調整検討会議の試行など、関係機関や多職種との連携・協議をおこなう <p>⑤生活サポートセンターの体制整備、機能強化</p> <p>⑥その他、権利擁護事業に付随する業務</p> <p>2 心配ごと相談所の開設</p> <p>相談窓口を常時開設し、来所や電話等により町民の様々な困りごとや相談等に応じ、各関係機関と連携を図りながら相談支援をおこなう。</p>

事業	具体的事業	事業の概要
1) 地域福祉活動事業	④ぷらっと会社	<p>■認知症高齢者や知的障がいのある方が、社会の一員として生きがいを感じながら、気の向いたときに来て、趣味や特技を生かすことができる居場所作りを支援する。</p>
	⑤共同募金運動の推進	<p>■赤い羽根共同募金運動の実施 期間：令和7年10月1日～12月30日</p> <p>■歳末たすけあい運動募金の実施 期間：令和7年12月1日～30日</p>
	⑥社会福祉大会の開催	<p>■地域で安心して生活できる社会の実現に向けた、福祉啓発活動や社会福祉推進に貢献された方々への表彰を行う。</p> <p>場所：保健福祉センターみなくる 時期：令和7年12月頃予定</p>
	⑦福祉スポーツ大会の開催	<p>■町内の高齢者、障がい者、母子が集い、体力の向上と福祉の増進、地域社会とのつながりを深めることを目的としたスポーツ交流を実施する。</p> <p>場所：町民体育館 時期：令和7年9月頃予定</p>
	⑧第4期地域福祉実践計画の推進	<p>■町内各地区の意見を取り入れ、福祉課題解決のための取組みとして策定した、第4期南富良野町地域福祉実践計画の実施を推進する。</p> <p>第4期南富良野町地域福祉実践計画期間の最終年度として、総括的評価と次期計画の準備を行う。</p>
	⑨高齢者お節料理贈呈事業 (歳末たすけあい運動)	<p>■町内に居住する70歳以上のひとり暮らしの方、80歳以上の夫婦世帯で、町内にお子さんが居住していない方へ、孤独感をなくし、新年を明るく迎えてもらうため、町民の善意と真心のこもった日本の伝統料理である「お節料理」を贈呈する。</p> <p>贈呈期日：令和7年12月30日</p>
	⑩生きがい支援事業	<p>■「寄り道クラブ」 生きがいデイサービス帰宅時に買い物等の機会を提供する。(月1回程度)</p> <p>■「おでかけクラブ」 小グループ単位で買い物等のためにおでかけ支援を実施。(月1回程度)</p> <p>■ふまねっとサポーター「南プ」 ふまねっと運動を通して住民自身が地域活動の担い手として社会参加できる機会を作る。</p>

事業	具体的事業	事業の概要
1) 地域福祉活動事業	⑪生活福祉資金貸付事業、生活福祉資金特例貸付債券管理事業	<p>実施主体：北海道社会福祉協議会 各種対応：南富良野町社会福祉協議会</p> <p>■生活福祉資金貸付事業 他の制度利用ができない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等の経済的自立と生活の安定を目指し、本制度の周知を行う。</p> <p>■生活福祉資金特例貸付の債券管理事務</p> <p>1 特例貸付借受人（転入・転出者含む）に対する支援の実施</p> <p>① 様々な生活課題を抱える借受人（転入・転出者含む）からの生活相談等の受け止めと、自立に向けた支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他制度の利用、他機関への繋ぎ（連絡調整）等の支援の実施 ・償還並びに償還免除等の各種相談、手続きの支援の実施 <p>2 新型コロナウイルス感染拡大の影響等により深刻化した孤独・孤立問題、物価高騰等に直面する生活困窮者の生活不安等、地域課題に対応した支援体制の構築と支援の実施</p> <p>① 生活福祉資金貸付制度（道社協）、福祉金庫（南富良野町社協）の周知と利用支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協つうしん等を活用した広報活動の実施 <p>② 福祉金庫事業（南富良野町社協独自事業、限度額：6万円）の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急に資金が必要な世帯、他の貸付制度を利用できない世帯等を対象とした相談付貸付の実施 <p>③ 生活困窮者等に対する安心サポート事業の継続参加（道社協事業、限度額：3万円の現物給付）</p> <p>④ フードバンクを活用した食料支援並びに生活支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フードバンク富良野との連携による食料支援の実施 ・町保健福祉課、南富良野すまいる子ども食堂（地域食堂）生活困窮者支援事業所（かみかわ生活あんしんセンター）、フードバンク富良野との連携による相談付食料配布等の実施 ※孤立する相談者等へのアウトリーチの実施 <p>⑤ 南富良野すまいる子ども食堂（地域食堂）の運営協力</p>

事業	具体的事業	事業の概要
2) 在宅福祉サービス (※町受託事業)	①配食サービス事業	■調理が困難な高齢者世帯または障がい者世帯へ、定期的に栄養バランスのとれた食事をお届けする。
	②除雪サービス事業	■除雪が困難な高齢者世帯・身体障がい者世帯等へ家屋から公道までの除雪を行う。
	③生活管理指導員派遣事業	■介護保険対象外の方で、概ね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯等に対し、ホームヘルパーを派遣し家事・相談等のサービスを提供する。
	④軽度生活援助事業	■概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等で必要に応じ軽易な日常生活上の援助を行う。
	⑤寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	■概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等で、心身の障がい、傷病等の理由により臥床しており、寝具の上げ下げが困難な方に対し、衛生管理のため、寝具の洗濯および乾燥消毒サービスを行う。
	⑥生きがい活動支援 通所事業 (地域支援事業)	■一般高齢者及び特定高齢者の生きがいと社会参加を促進し、社会的孤独感の解消と、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図る。
	⑦外出支援サービス事業	■町内の医療機関及び福祉サービスを提供する機関への送迎サービスを実施する。
3) 福祉関係団体 支援事業	①町老人クラブ連 合会の活動支援 及び助成	■各単位老人クラブ配置用具（ボッチャ・モルック・ラダーゲッター等）活用促進支援・協力 ■役員会・総会等の開催協力 ■各種大会・研修会等への参加支援 ■各種行事開催への支援・協力 ■交流研修の実施（隔年開催）
	②町母子会の活動支 援及び助成	■総会・交流会等の開催協力 ■母子会活動への協力 ■母子会ボランティア活動への協力
	③町身体障害者福祉 協会の活動支援及 び助成	■総会・研修会等の開催協力 ■上川管内身障者福祉スポーツ大会参加協力 場所及び時期：未定
	④町赤十字奉仕団の 活動支援及び助成	■総会の開催、研修会等の参加協力 ■町赤十字奉仕団研修会、沿線ブロック研修会の開催協力 ■ボランティア活動への協力
4) 戦没者慰霊対 策事業	①戦没者追悼式の開 催（献花式）	■場所：忠魂碑前 時期：令和7年7月7日（月）
	②町遺族会の活動支 援及び助成	■役員会、総会等の開催協力 ■各種事業、会議等への参加協力

2 ボランティアセンター事業の充実

事業	具体的事業	事業の概要
1) ボランティア活動推進事業	①ボランティアセンターの運営	<p>■ ボランティアの発掘・登録・育成 日常的相談業務の充実等、ボランティアセンター機能及び支援体制の整備を図り、ボランティアの発掘・登録の促進を行う。</p> <p>■ ニーズの発掘と活動の拡大・充実 地域のニーズをつなぎ、誰もが楽しく気持ちよく活動できるようコーディネート機能の充実を図る。また、地域の各種団体・機関等との連携により、ニーズに柔軟に対応した活動を行う。 「ボランティアルーム特別企画」の実施</p> <p>■ わかりやすい情報提供、連絡調整 1 「ボランティアつうしん」発行（年12回） 2 「ボランティアセンターパンフレット」発行 3 ボランティアセンターHPの更新</p> <p>■ ボランティア講座・研修・交流事業の推進 新規ボランティア発掘やボランティアの意識向上・スキルアップを目的に講座・研修会・交流会等を開催する。また、他主催の講座・研修会等への参加によりネットワークの拡充を図る。 1 各種講座の開催（随時開催） 2 かみかわボラネット23事業協力・実施 3 ボランティア愛ランドへの参加（年1回）</p> <p>■ 南富良野町介護支援ボランティア事業の推進 ・高齢者や要援護者が自主的に社会参加の機会を得ること、自身の介護予防を支援し、住民による地域力向上を目指す。 ・ボランティア活動における連絡調整及びボランティアポイント付与など手続きの協力をを行う。</p>
	②ボランティア協力校への支援、協力	<p>■ ボランティア協力校への積極的な活動支援と福祉教育推進支援</p> <p>■ ボランティア活動費の助成</p>
	③災害ボランティアセンターの設置・運営	<p>■ 災害ボランティアセンターの体制整備 ・災害時に災害ボランティアセンターを早急に設置できるように、ボランティアコーディネーターの育成及びボランティアセンターの体制を整備する。</p>

3 介護保険事業の推進

事業	具体的事業	事業の概要
1) 地域ケアセンター事業	①地域包括支援センター事業	<p>■地域包括ケア</p> <p>地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、福祉・介護・医療等が包括的かつ機能的に提供できる町づくりを行う。</p> <p>また、従来の公的サービスと合わせて、住民参加による見守りや助け合い活動等、インフォーマルな支援体制の強化を推進し、地域包括ケアの確立を目指す。</p> <p>1. 包括的支援事業</p> <p>(1) 介護予防ケアマネジメント 要支援者及び事業対象者に対して、介護予防を目的としたケアマネジメントを実施する。 また、必要に応じて介護認定の申請代行を行う。</p> <p>(2) 総合相談支援 相談窓口の拠点として、地域の適切なサービスを調整、紹介して課題解決に繋げる。相談の課題解決がワンストップで出来るように、町保健福祉課と協力して、専門性の高い相談対応を実施する。 また、訪問による個別相談の対応にも努める。</p> <p>(3) 権利擁護事業 高齢者の権利侵害の予防や対応、権利行使・意思決定の支援を生活サポートセンターと連携・協力して行う。</p> <p>(4) 包括的・継続的ケアマネジメント 地域の関係機関と連携を図り、協同して支援を行う。 また、個々のケアマネージャーへの支援を実施し、適切なケアマネジメントが提供出来るように努める。</p> <p>(5) 認知症総合支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームオレンジの参加と支援 ・物忘れ相談窓口の開設 ・認知症サポーター養成講座による普及啓発 ・認知症啓発活動「オレンジウォーク（仮称）」の主催 <p>(6) 在宅医療・介護連携推進事業 地域の医療・介護を一体的に提供する為、医療機関や介護事業者等との連携の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有の場や研修会の開催 ・相談窓口の設置 ・地域住民への普及啓発 <p>(7) 生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーターと連携を図り、地域資源の開発や住民ニーズの把握とマッチングを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいき脳の健康教室による予防活動 <p>(8) 地域ケア会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアが構築出来るように、情報共有を図る。 ・個別事例の検討を行う。 ・ケアプランの確認と協議を行う。 ・福祉サービスが適正に利用出来るように、相談を受け、判定（協議）を行う。 ・地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりの提言を行い、政策形成に繋げる。

事業	具体的事業	事業の概要
1) 地域ケアセンター事業	②その他の事業	<p>■家族介護支援事業</p> <p>在宅で介護を行っている方同士が、日常の介護の悩みや相談を相互に行うことが出来るように、交流の場（機会）を提供する。</p> <p>また、日頃の介護への労いや、気分転換を行う場（機会）も提供する。</p> <p>専門職による介護技術の相談や指導を実施する。</p>
	③介護認定調査	<p>■要介護認定調査</p> <p>町から要介護・要支援認定調査依頼を受けた方の認定調査を実施する。</p>
2) 居宅介護支援事業	指定居宅介護支援事業	<p>■利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、本人や家族の希望等を受けて、適切なサービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整を行い、介護保険施設入所が必要な場合は施設の情報提供を行う。</p>
3) 居宅サービス事業	指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 (ホームヘルパーの派遣)	<p>■要介護者に対し、適正な指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを、安定・継続的に提供し、またサービスの質を確保する。</p>
4) 通所サービス事業	地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 (デイサービスセンターの運営)	<p>■利用者個々の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な通所介護事業を実施し、心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消ならびに家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援する。</p> <p>■フレイル予防への取り組み</p> <p>体操や機能訓練の他に、塗り絵・計算問題・間違い探しなどの脳トレを取り入れ認知症・要介護状態の予防・進行抑制を支援する。</p> <p>■入浴支援</p> <p>身体の清潔を保ち感染症を予防する。また、身体の状態をチェックし、傷や内出血等の早期発見につなげる事ができ、自宅での転倒状況を把握できる。</p> <p>■サービスの質を確保し地域に開かれた通所事業を運営する目的で、利用者・地域住民・行政等が参加する運営推進会議を開催する。(年2回)</p>

4 障がい福祉サービス事業の推進

事業	具体的事業	事業の概要
1) 居宅支援事業	指定居宅介護事業 (ホームヘルパーの派遣)	<p>■身体障がい者、知的障がい者、障がい児、精神障がい者に対し、適正な指定居宅介護サービスを提供する。</p>

5 福祉有償運送事業の実施

事業	具体的事業	事業の概要
1) 福祉移送サービス事業	福祉移送サービス事業	<p>■公共交通機関を利用することが困難な65歳以上の高齢者や障がい者等の移動手段を確保するため、送迎用車両により、利用者宅と医療機関及び福祉サービスを提供する機関への送迎を行う。</p>

6 受託事業

事業	具体的事業	事業の概要
1) くるみ園事業	くるみ園指定管理運営事業	■入居者の福祉サービス利用等相談や手続きの援助や助言を行うとともに、地域住民との交流を図るための事業や場所の提供を行う。管理体制の見直しで宿直員を配置する。
2) 施設管理事業	保健福祉センター管理事業	■保健福祉センター管理業務 施設利用申込の受付、調整や施錠管理、清掃を行う。

7 社会福祉協議会活動・組織の強化

事業	具体的事業	事業の概要
1) 社会福祉協議会活動・組織強化	①内部体制の連携強化	■地域福祉を総合的に推進し、地域に根ざした社協活動を展開するため職員の資質向上を図る。
	②福祉基金の活用	■財政基盤の安定と継続的な事業活動を図るため基金の活用を行う。
	③社協会員の拡大	■社協活動の理解の輪が広がるよう努力し、会員の増加を目指す。
2) 役職員研修事業の推進	各種研修事業	■役職員の資質向上を目的とする研修会等への参加 1 新任職員研修の実施 2 現任職員研修の実施 3 法人外研修・他法人と連携した研修会等への参加 4 役員研修事業の実施
3) 普及・啓発活動	広報誌の発行	■わかりやすい情報提供 年6回発行予定 ■ホームページ更新

8 理事会・評議員会の運営

事業	具体的事業	事業の概要
1) 理事会の開催	理事会及び部会の開催	■理事会：2ヶ月に1回程度開催 ■部会：随時開催
2) 評議員会の開催	第1回評議員会 第2回評議員会	■開催期日：令和7年6月 事業報告・決算 ■開催期日：令和8年3月 事業計画・予算
3) 監査の実施	定期監査	■年4回実施（四半期毎）